

京都市道路構造条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第130号

京都市道路構造条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路構造条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条の見出し中「第43条第1項」を「第44条第1項」に改め、同条第1項中「第43条第1項」を「第44条第1項」に、「第18条」を「第19条」に改め、同条第2項前段中「第43条第1項」を「第44条第1項」に、「第23条」を「第24条」に改め、同条第3項中「第43条第1項」を「第44条第1項」に、「第28条」を「第29条」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条各号列記以外の部分中「第38条第1項」を「第39条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「第34条」を「第35条」に改め、同条を第7条とする。

第5条前段中「第3条」を「第4条」に、「第12条第1項ただし書」を「第13条第1項ただし書」に改め、同条後段中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条を第6条とする。

第4条前段中「第11条第1項ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改め、同条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「第10条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯を設けない場合)

第3条 条例第9条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 沿道の両側の建築物の立地により自転車通行帯の用に供する土地を確保することが困難な場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、地形の状況その他の道路の存する地域の特性及び道路の交通の状況に照らしてやむを得ない場合

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(建設局建設企画部監理検査課)